

美智子さまのうた 安野光雅 **連載開始**

特別付録
一度は行きたい
寺社仏閣
ガイド

週刊朝日

新春合併号

1・3-10

400円

杏

猪瀬都知事辞任

総力特集 全真相

橋本聖子氏
後任に有力

浅田真央／壇蜜／市川海老蔵／有村架純
村田諒太／水卜麻美／有働由美子／大迫勇也…

2014
駆ける人々



親子で決めたい 7つのこと

一戸建ての自宅しか持っていないのに相続税？一部の資産家にしか関係ないと思われていた相続税が「増税」される。庶民の税になってしまふのだ。これまで以上に入念な準備が必要になったと言える。親族が集まる正月は親子で話をするいい機会だ。ここで7つのことを決めて、目前に迫った増税に備えよう。

相続税の基礎控除の引き下げ(相続人が母親と子ども2人)	
現在	●5000万円+1000万円×法定相続人の数 5000万円+1000万円×3人=8000万円
控除額は3200万円 引き下げ	↓
2015年1月～	●3000万円+600万円×法定相続人の数 3000万円+600万円×3人=4800万円

2015年1月に相続税が「増税」される。そのポイントは大々くふたつ。ひとつは「税率の見直し」。もうひとつは「基礎控除の引き下げ」だ。

まず、税率の見直しから説明しよう。相続税は所得税と同じく、課税対象額が高額になるほど税率が上がる。現在、「6億円超」には最高税率50%の税金がかかっている。これが55%に引き上げられるなどの増税となる。

これ以上に、国民に広く影響がおよぶようなのが、基礎控除の引き下げだ。

相続税は残された財産すべてにかかるわけではない。一定の金額までは相続税がかからないようになっていく。それが基礎控除だ。いまは「5千万円+1千万円×法定相続人の数」だ。上の図に沿って見てみると、たとえば父親が亡くなり、母親と子ども2人が相続人である場合は8千万円が基礎控除額となる。

しかし、15年1月以降、

基礎控除は「3千万円+600万円×法定相続人の数」と、4割も引き下げられる。同じく母親と子ども2人が相続人だと、基礎控除額は4800万円に大幅ダウンする。

都市部はもともと地価が高い。特に、東京周辺ではアベノミクスで不動産投資が活発化。東京五輪の20年開催も決定するなど地価は上昇傾向にある。高額の預貯金などがなくても、一戸建ての家と土地を所有しているだけで相続税がかかってしまうケースが増えるといわれている。

こうした地価上昇と基礎控除の引き下げが重なり、

これまでなら相続税を払わなくて済んだ家族でも、課税対象になってしまふ可能性が高いのだ。

「東京国税局管内の東京、神奈川、千葉、山梨では現在、相続が発生した人で、相続税を申告した人は10人のうち約2人です。15年以降は10人に4人以上になると試算しています」(税理士法人レガシイ代表社員税理士の天野隆さん)

増税まであと1年。そのときにあわてないためにも親族が集まる正月に「親族会議」を開いて、相続について話しておきたいものだ。その際に決めておきたいことを紹介する。

相続人 誰が財産を受け継ぐか この確定が準備の第一歩

亡くなって財産を残す人を被相続人、財産を受け継ぐ人を相続人(法で決まっている人は法定相続人)という。

どの相続人が、どの財産

相続

「増税」
目前

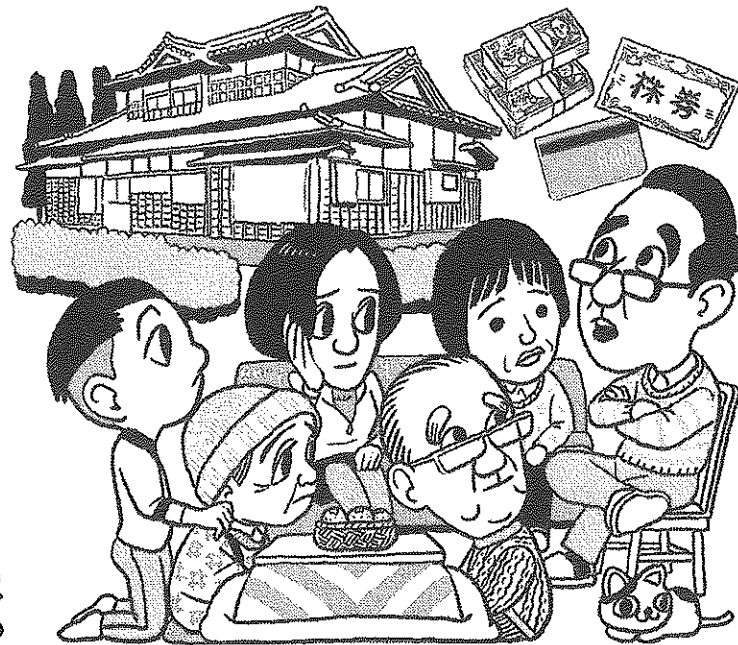


イラスト 松村宏

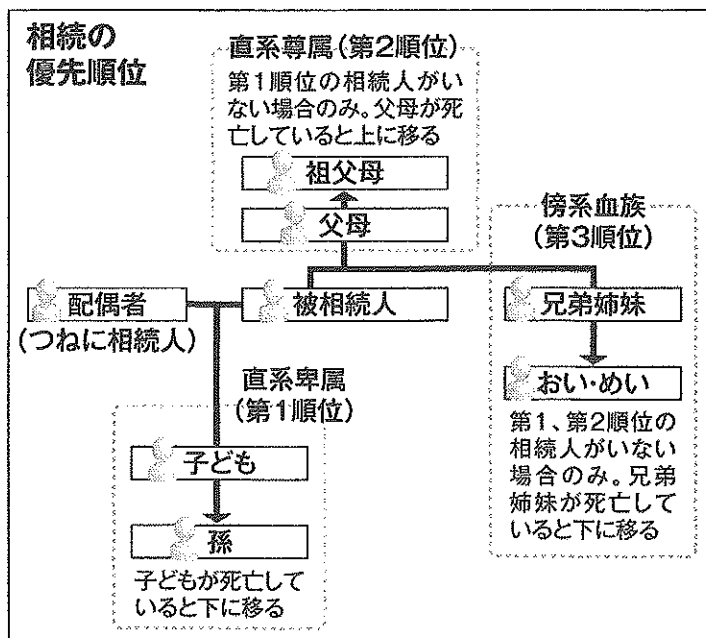
正月の「親族会議」が イース

「増税」で全員の合意を得なければならぬ。相続の手続きを進めることができないからだ。それだけに、誰が相続人になるかを確定しておくことが第一歩になるのだ。

下の図のように、相続人になるグループは第1順位から第3順位まで三つに分かれ、優先順位が決まっている。

被相続人の配偶者はつねに相続人になる。その次の第1順位は子ども、孫などの直系卑属。子どもの配偶者は相続人にはなれない。子どもが亡くなっている場合は孫が相続人になる。

第1順位に相続人がいないければ、第2順位の直系尊属が相続する。被相続人の父母が亡くなっていれば、祖父母に相続権が移る。その



財産 「隠れた資産」も洗いだし 一覧表を作成しておく

相続税がいくらになるのかを試算するには、親にはどのくらいの財産があるの

か、知っておく必要がある。だが、実際は、「そもそも「財産目録」を

作っていない方が多いのです」(不動産コンサルティング会社シー・エフ・ネット代表の倉橋隆行さん)

財産目録とは、所有している不動産の住所や面積、預貯金がある金融機関や口座番号など財産の明細がわかる一覧表のことだ。このほか、貴金属や美術品など高額で売買されるものは相

続財産になることが多い。

最近では、自宅や銀行預金など把握しやすい財産だけでなく、ネット証券で株取引をしていたり、場合によっては海外の不動産を所有していたり、本人以外には見つけにくいものも増えている。

タンスにあった預金通帳をみると、200万円の残高しかなく「相続税はかかるな」と安心していたら、多くの「隠れた財産」があったため、高額な相続税を払うことになった。そんなこともありえる。

財産の内容を知っておくことは節税対策にもなる。

15年1月の増税に伴って減免措置も拡充されるからだ。そのひとつ「小規模宅地等の特例」を紹介しよう。

自宅や事業用の土地に高い相続税をかけると、土地を売却しなければならなくなるなど、相続人の生活基盤が脅かされかねない。このため自宅の場合は、①子どもが親と同居している②賃貸住宅に住む子どもが相

続後に同居する——など一定の要件を満たせば、相続税を計算するうえでの価額は80%減らせる。

現在、240平方メートルの土地に適用されているが、15年1月からは330平方メートルの土地まで、4割近く広がる。自宅の土地がこの特例措置の適用を受けられる面積なのかどうか、権

分割 日ごろ仲よしの家族でも 司法の場で増える争い

相続人が確定した。相続財産もある程度把握できた。

次は、それぞれの人の相続割合（遺産の分割割合）を

法定相続分	
配偶者と子の場合	
配偶者が2分の1 子が2分の1	1/2 1/2
配偶者と父母の場合	
配偶者が3分の2 父母が3分の1	2/3 1/3
配偶者と兄弟姉妹の場合	
配偶者が4分の3 兄弟姉妹が4分の1	3/4 1/4
配偶者がなく子のみの場合	
子がすべて	1
配偶者も子もない場合	
父母がすべて	1
配偶者も子も父母もない場合	
兄弟姉妹がすべて	1

どうするか決めておこう。

それには二つの考え方、「指定相続分」と「法定相続分」がある。亡くなった

人の遺言で決める場合の割合が指定相続分、民法の規定にしたがう割合が法定相続分だ。法定

相続分では、配偶者と子ども2人が相続人だとすると、

利害などで確認したい。

注意したいのは、親の借金も「相続財産」となることだ。相続する財産よりも

借金のほうが多ければ、子どもにとっては「負の相続」となってしまう。借金も含めてすべての相続を「放棄」することもできるので、借金

の有無についても確認しておきたい。

配偶者が2分の1、子どもはそれぞれ4分の1ずつ（子ども全員で2分の1、それを1人ずつ均等に分ける）を相続すると決まっている（上の図）。

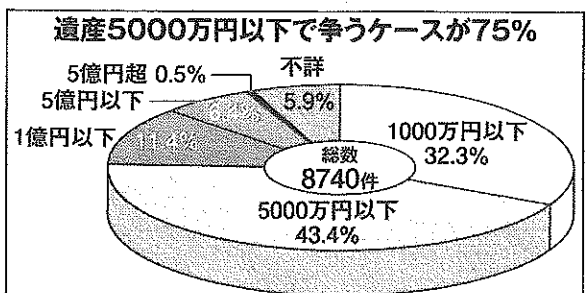
遺言がない場合は、相続人全員による遺産分割協議をすることになる。法定相続分を合意することも多いが、日ごろ仲のよかつた家族でも、遺産分割となれば「争族」といわれるほど、もめることが多い。

たとえば、亡くなった人の介護をしていた長男が、その労力や費用などを理由に、「遺産を多くしてほしい」と主張するケースもある。協議がまとまらず、裁判所に持ち込まれることも多いのだ。

実際、全国の家庭裁判所に持ち込まれる「遺産分割協議事件」は増加傾向にあり、12年度は約1万5千件に達する。特に、東京家裁では03年度の約1400件から12年度には約2千件と、10年間に約4割も増加している。

「東京家裁で遺産分割の調停が多いのは、やはり地価が高いからだ。相続財産が一戸建ての自宅など『分けられない財産』しかない場合もめってしまうのです」（弁護士の小堀球美子さん）

相続人が長男と長女の2人という。相続財産に預貯金など多額の現金があれば、長男が自宅、長女が預貯金をそれぞれ相続するなど合意できる。亡くなった人に現金がなくとも長男の介護をしていた長男が、その労力や費用などを理由に、「遺産を多くしてほしい」と主張するケースもある。協議がまとまらず、裁判所に持ち込まれることも多いのだ。



2012年度、全国の家裁。遺産分割で調停が成立した事件の遺産の価額別件数の割合。司法統計年報平成24年度版から

孫 教育資金の一括贈与は 節税対策としても有効

であれば、長男が自宅を相続する代わりに、長女の相続分に相当する現金を「代償金」として払うことができる。

地価が高い都市部では自宅の評価額が高く代償金も高額になるため、その金額をめぐって協議がなかなかまとまらないというのだ。

小堀さんによれば、東京家裁では以前は1カ月に1回、調停の期日を入れられたが、いまは2カ月に1回ほどだという。遺産争いで

かわい子孫の教育は祖父

母にとっても大きな関心事だ。孫が私立の学校に入学するとすれば、多額の入学金や授業料が必要になる。

できれば援助してやりたいと思うもの。教育資金についても話してみよう。

子が生きていれば、孫には法定相続分がない。しか

し、孫に直接贈ることも可能だ。そのときに税制面でも有利になる制度がある。

15年末までの期間限定ながら、子や孫の入学金や授業料など教育目的に限り、ひとりあたり一括して1500万円までなら贈与税が

かからない制度がある。子や孫が30歳になるまで使えが、余った分には課税さ

れる。

教育以外の目的であつても、毎年110万円までなら贈与税がかからない制度もある。使い道は自由だ。

余生 売るのか、誰か住むのか 自宅の扱いで人生変わる

子どもや孫の将来を思うあまり、生活資金に困るようなことがあつてはいけな

い。相続について決めても医療費などのお金は変わら

ずにかかるのだ。

「ある程度の現金を手元に

おいておくことで安心した

生活を送れます」（前出・倉

橋さん）

まずは親自身の生活の安定を第一に考えたい。その意味で、親の一人がすでに

亡くなり、配偶者がひとり住んでいるような場合には、自宅をどうするかも大きな問題になる。

子どもが誰も住まないようであれば、親は自宅を売却して、そのお金で賃貸マ

多額のお金を一気に贈与

するのか、毎年少しずつの

ほうがいいのか。孫の年齢や使用目的、家族の経済状況などを考えて決めたい。

という選択をするかもしれない。

子どもにとつても、自宅を誰が相続するのかで、その後の人生が変わってくる。自宅を相続してそこに住むのであれば、家族の引っ越し、転職を考えなくてはな

遺言書 自分の「死」を見つめて 家族に最後のメッセージ

相続では、なにより故人（被相続人）の遺志が尊重される。前述したように、遺言が残されていれば、相続人全員が集まって遺産分割協議をする必要もない。

遺言にのっとって遺産を分割すればいいからだ。争族

にならないようにする、もつとも有効な手が遺言を書く

しておくことなのだ。しかしながら、生前に遺言を残しておく人は極端に少ないという。

「私たちが扱ったケースでは、相続が発生したときに

遺言があったのは約1割にすぎません(前出の天野さん)

なぜ、遺言を書く人が少ないのだろうか。

そもそも、被相続人にとって、遺言は自分の「死」を見つめることにほかならない。日本人の平均寿命から考えると、70代半ば以降になると死は目前に迫り、直視したくないものだ。

一方、子どもは親が死んだあとの節税対策などいろいろ考えておきたくなる時期でもある。

このような、相続を考えたくない親と、考えたい子どもとの「温度差」を考慮せず、いきなり「遺言を書いてくれない?」と親に頼めば、親は「私に早く死んでほしいのか?」と受け取ってしまう。

正月の親族会議でも、「遺言を書いてほしい」は禁句です(天野さん)

それでも、「そのとき」は必ず訪れるのだから、遺言は書いておきたい。家族に贈る最後のメッセージをそ

の中に込めることもできる。

遺言の内容は自由に書ける。どの相続人に、どの財産を相続させるか、などは必須事項だ。遺言の執行者も指定できる。法的な効力を持たせるには公証役場に行つて、公証人に作成してもらおうのがもっとも安心で確実だ。

遺言を含め、相続や相続

親族会議 介護や医療について 親は「人生相談」したい

親族会議では以上の六つのことを決めておきたい。

しかし、会議がスムーズに進むとは限らない。前述したように、親子の間には温度差が存在することが多いからだ。

これを埋めるのに、子どもは、どのように話を切り出し、どうやって進めるか、それも決めておかねばならない。親としても、子どもが話を始めたときの心構えを固めておきたい。これが七つ目の決めごとだ。

税は複雑だ。税理士や弁護士などの専門家に一度相談したほうがいいかもしれない。

増税によつて相続税の申告数の増加が見込まれ、税理士の数が足りなくなるという。友人、知人などから信頼できる専門家を紹介してもらつておくといだらう。

まずは、相続以外のことで親子二人きりの会話の場を持つことだという。

正月に親族が集まると、昔話に花が咲くだろう。「あなたは小学校に行くのを嫌がったから、私が毎日手を引いて連れていった」「また、その話か」とうんざりすることもあるが、「二人だけでその話をもちよしようよ」と水を向けてみる。そして、あらためて親子二人だけで話を進める。

第18回「葉の花忌シンポジウム」のお知らせ

2014年2月1日午後1時から4時まで、文京シビックホール(東京都文京区)で、「この時代の軍師——『播磨灘物語』から考える」をテーマにシンポジウムを開きます。パネリストは磯田道史(静岡文化芸術大学准教授、松本健一(麗澤大学教授、諸田玲子(作家)、和田竜(作家)の4氏。司会は古屋和雄元NHKアナウンサーです。司馬遼太郎賞に決まった沢本耕太郎氏(作家)の受賞講演も行う予定です。参加申し込みは往復はがき(一枚で1人)に住所、氏名、電話番号を明記のうえ、〒577-0803 東大阪市下小阪3-11-18「司馬遼太郎記念財団 葉の花忌係」へ。参加費1人1千円(当日会場)。応募者多数の場合は抽選。締め切りは14年1月10日(消印有効)。問い合わせは同財団事務局(☎06-6726-3857)。

ないと思っている親でも、ひとりになると、今後の生活については不安があり、子どもにだけはいろいろ「人生相談」しておきたいものだという。

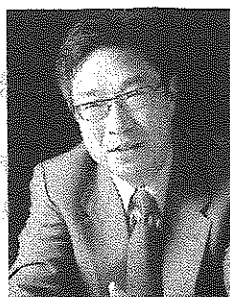
介護が必要になったとき、どういう施設に入りたいのか。終末期医療では延命処置をどうするか。葬儀のときは好きだった音楽を流してほしい——。

「それは『生きる』ことに関する話で、むしろ、親御さんのほうが話す機会を探していることも多いのです(前出・天野さん)

ら相続の話が出ることも期待できる。ただ、親族会議ではすべてを決めることはできない場合もあるだろう。「事業を営んでいる被相続人であれば、事業を継ぐのは長男か、次男か。あるいは、大きな不動産の相続を誰にするかといった、相続の方向性を決めるだけでもいいと思います(弁護士・長谷川裕雅さん)

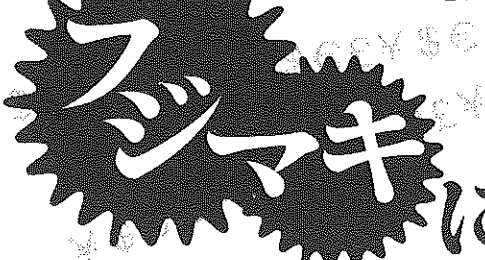
本誌・西島博之

藤巻健史



連載⑬

虎穴に入らずんば



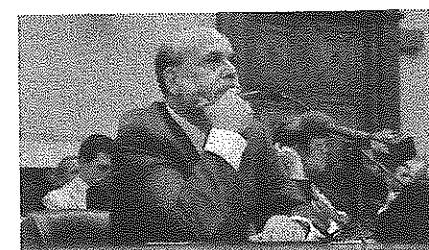
に聞け

もっと読めよな!と、他の部員から責められていた。先日、そのサトウ君と高校のクラス会で久しぶりに会った。心理学部の理事長に就任したという。だから私は心理学とか気とかを信用しないんだ(笑)。

「景気は気から」ともよく聞く。冗談じゃない。景気がよくなる。のなら経済学などいらぬ。正しい政策を採ることが重要だ。

★ ★

米連邦準備制度理事会(FRB)の金融政策を決める連邦公開市場委員会(FOMC)が開かれ、量的緩和の縮小を13年12月18日に発表した。14年1月以降、債券購入額を毎月850億ドルから750億ドルに縮小する。市中に新たに流すマネーの量を減らすわけだ。景気を刺激する「緊急対応」の政策が「出口」に向かい始めた受け止められた。意外感もあり発表前後の1



14年1月で退任する米FRBのバーナンキ議長。今回のFOMCが最後のサプライズ?

日、円ドル相場は1円30銭ほど円安に振れた。

注意したいことは、あくまでも「追加的なマネー供給額を縮小した」だけで、つまりは「量的緩和は続いている」点だ。だからマーケットも、そこまでは大荒れしなかった。

FRBは毎月の債券購入額を減らしてゼロにした後、それまで買っていた債券などを売却し、市中に流したマネーを回収しなくてはならない。これまでは逆のオペレーション(金融市場

調節)である。それをしないと、過度のインフレになりかねないからだ。

しかし、この量的緩和の終了(解消)時に混乱が予想される。マーケットが大荒れする可能性も大きいから、気を付けなければいけない。

まず言えるのは、それまで購入してきた債券額が巨額で、売却が難しいこと。ましてや、資金回収をするときは景気が上昇し始めているから、FRBは景気を落着かせたい。それには企業などが借金しにくいように金利を上げたい(債券の値段を下げたい)。

FRB自身が今日よりも明日、明日よりも明後日と値段を下げていっている。債券を買う金融機関はない。FRBの債券売却は、額が多すぎて、事実上、不可能なのだ。それでは債券の満期到来を待つのか?というところ

れも難しい。今回の量的緩和では満期までの時間が長い債券を大量に買っているからだ。満期まで2カ月、3カ月の債券を買っていた昔と違い、8年、9年、10年とはるか先である。

日銀も同じ状況だ。さらに言えば、置かれている立場はFRBよりも数段悪い。購入債券の売却や満期待ちが不可能であるうえに、金融機関が日銀に預ける準備預金に対して払う金利を引き上げる(準備預金が増える)市中のマネー量が減る(という出口戦略のアイディアすら実行できないからだ)。

日銀が購入した国債の利回りが低すぎ、準備預金に高い利子を付けると、差し引きで「赤字」になってしまう。これまでの貯金である内部留保を使い果たし、倒産の危機に陥りかねない。量的緩和の出口戦略は14年、日本経済の死活問題となりかねない。「百害あって一利なし」の政策を採ってしまったことが悔やまれる。

ふじまき・たけし 1950年、東京都生まれ。モルガン銀行東京支店長などを務めた。2013年7月の参院選で初当選。主な著書に『ひとつたりもない日本』(朝日新聞出版)